

○内閣府令第 号

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十一号）及び公認会計士法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第一条 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄

に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 略」</p> <p>第五章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則 <u>（第八十三条―第九十六条）</u></p> <p>附則</p> <p>（監査関連業務等）</p> <p>第九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第二十四条の三第三項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 他の公認会計士の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該監査証明業務に当該他の公認会計士と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務</p> <p>二 他の公認会計士から委託を受け、監査証明業務に係る審査（被監査会社等の財務書類に係る意見又は結論を表明するに先立ち、意見又は結論の形成に至る一切の過程の妥当性について検討し、必要な措置を講じることを行う。第二十三条第二号及び<u>第二十六条第五号</u>において同じ。）を行う業務</p> <p>三 監査法人の監査証明業務に補助者として従事しているにもか</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 同上」</p> <p>第五章 雑則（第八十三条）</p> <p>附則</p> <p>（監査関連業務等）</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 他の公認会計士の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該業務に当該他の公認会計士と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務</p> <p>二 他の公認会計士から委託を受け、監査証明業務に係る審査（被監査会社等の財務書類に係る意見又は結論を表明するに先立ち、意見又は結論の形成に至る一切の過程の妥当性について検討し、必要な措置を講じることを行う。第二十三条第二号及び<u>第二十六条第四号</u>において同じ。）を行う業務</p> <p>三 監査法人の監査証明業務に補助者として従事しているにもか</p>

かわらず、当該監査証明業務に当該監査法人の法第三十四条の十二第二項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務

4
「略」

(単独監査を行うやむを得ない事情)

第十一条 法第二十四条の四ただし書(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

「一・二 略」

三 共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことから、当該他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は当該他の公認会計士を補助者として使用して行うことができなくなつたこと。

「四・五 略」

(説明書類に記載する業務の状況に関する事項)

第十四条 法第二十八条の四第一項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十七条第一項において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 業務の概況に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

かわらず、当該業務に当該監査法人の法第三十四条の十二第二項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務

4
「同上」

(単独監査を行うやむを得ない事情)

第十一条 「同上」

「一・二 同上」

三 共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことから、共同で当該業務を行うことができなくなつたこと。

「四・五 同上」

(説明書類に記載する業務の状況に関する事項)

第十四条 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 業務の運営の状況（次に掲げる事項を含む。）

(1) 「略」

(2) 登録上場会社等監査人（法第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監査人をいう。以下同じ。）でない場合には、業務の品質の管理（法第三十四条の十三第三項に規定する業務の品質の管理をいう。以下同じ。）の状況

(3) 登録上場会社等監査人である場合には、第九十三条各号に掲げる事項

(4) 直近において日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の調査（法第四十六条の九の二第一項の調査をいう。第三十九条第一号ホ(5)及び第八十七条第一号ロにおいて同じ。）を受けた年月

ニ 他の公認会計士（大会社等（法第二十四条の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。）の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は監査法人との業務上の提携（法第二十四条の四（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第三十九条第一号へにおいて同じ。）又は第三十四条の三十四の十三に規定する業務を他の公認会計士又は監査法人と共同して行うことを含む。）に関する次に掲げる事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該他の公認会計士又は監査法人の氏名又は名称

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 業務の品質の管理（法第三十四条の十三第三項に規定する業務の品質の管理をいう。以下同じ。）の状況

「加える。」

(3) 直近において法第四十六条の九の二第一項の規定による日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の調査を受けた年月

ニ 他の公認会計士（大会社等（法第二十四条の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。）の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1) 提携を行う当該他の公認会計士又は監査法人の氏名又は名称

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

(3) 当該業務上の提携の内容

〔二・三 略〕

(対象業務に重要な影響を与えることができる社員)

第二十二條の二 令第十四條の二第六号に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一号に規定する対象業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該対象業務に同号から同条第三号までに掲げる者と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる社員とする。

(業務管理体制の整備)

第二十五條 法第三十四條の十三第一項の規定により監査法人が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。

第二十七條第一号及び第三十九條第一号ホ(1)において同じ。）がとられていること。

二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置がとられていること。

〔号の細分を削る。〕

〔号の細分を削る。〕

(2) 提携を開始した年月

(3) 業務上の提携の内容

〔二・三 同上〕

〔条を加える。〕

(業務管理体制の整備)

第二十五條 〔同上〕

一 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。

第二十七條第一号及び第三十九條第一号ホにおいて同じ。）がとられていること。

二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置〔次に掲げるものを含む。〕がとられていること。

イ 業務の品質の管理の監視に関する措置

ロ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任

〔三〕七 略〕

(品質の管理)

第二十六条 法第三十四条の十三第三項に規定する内閣府令で定める業務の遂行に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持
- 二 〔略〕
- 三 業務を担当する社員その他の者の選任

四 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分（次に掲げる事項を含む。）

- イ 社員の報酬の決定に関する事項
- ロ 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

五 〔略〕

六 業務に関する情報の収集及び伝達

七 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

八 前各号に掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

九 前各号に掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下この号において「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための

者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

〔三〕七 同上〕

(品質の管理)

第二十六条 〔同上〕

- 一 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保
- 二 〔同上〕
- 三 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

方針の策定及び実施

十 第一号から第八号までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

（貸借対照表）

第三十条 「略」

〔2〕10 略〕

11 次に掲げるものその他資産、負債又は社員資本以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、評価・換算差額等として純資産に計上することができる。

一 「略」

二 ヘッジ会計（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）

第二条第三項第二十八号に規定するヘッジ会計をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段（同号に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は評価差額

三 「略」

（説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項）

第三十九条 法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（無限責任監査法人にあっては、第五号口からホまでに掲げる事項を除く。）とする。

「号を加える。」

（貸借対照表）

第三十条 「同上」

〔2〕10 同上〕

11 「同上」

一 「同上」

二 ヘッジ会計（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）

第二条第三項第二十五号に規定するヘッジ会計をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段（同号に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は評価差額

三 「同上」

（説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項）

第三十九条 法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（無限責任監査法人にあっては、第五号口からホに掲げる事項を除く。）とする。

一 業務の概況に関する次に掲げる事項

〔イ〜ニ 略〕

ホ 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況に関する次に掲げる事項

(1) 〔略〕

(2) 登録上場会社等監査人でない場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

(3) 登録上場会社等監査人である場合には、第九十三条各号に掲げる事項

(4) 〔略〕

(5) 直近において協会の調査を受けた年月

(6) 〔略〕

へ 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第二十四条の四又は第三十四条の三十四の十三に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する次に掲げる事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

一 〔同上〕

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（独立性の保持のための方針の策定、社員の報酬決定に関する事項並びに社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項を含む。（5）において同じ。）
〔加える。〕

(3) 〔同上〕

(4) 直近において法第四十六条の九の二第一項の規定による協会の調査を受けた年月

(5) 〔同上〕

へ 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1) 提携を行う当該他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

(2) 提携を開始した年月

(3) 当該業務上の提携の内容

ト 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。以下この号において同じ。）との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該外国監査事務所等の商号又は名称

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

(3) 当該業務上の提携の内容

(4) 「略」

〔二〇四 略〕

五 財産の概況に関する次に掲げる事項

〔イ〇ハ 略〕

ニ 供託金等の額（令第二十五条に規定する供託金の額、供託所へ供託した供託金の額、保証委託契約の契約金額及び有限責任監査法人責任保険契約（法第三十四条の三十四第一項に規定する有限責任監査法人責任保険契約をいう。以下「責任保険契約」という。）の填補限度額を含む。）

ホ 「略」

六 「略」

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第四十八条 法第三十四条の二十三第一項において準用する会社法

(3) 業務上の提携の内容

ト 「同上」

(1) 提携を行う当該外国監査事務所等の商号又は名称

(2) 提携を開始した年月

(3) 業務上の提携の内容

(4) 「同上」

〔二〇四 同上〕

五 「同上」

〔イ〇ハ 同上〕

ニ 供託金等の額（令第二十五条に規定する供託金の額、供託所へ供託した供託金の額、保証委託契約の契約金額及び有限責任監査法人責任保険契約（法第三十四条の三十四第一項に規定する有限責任監査法人責任保険契約をいう。以下「責任保険契約」という。）のてん補限度額を含む。）

ホ 「同上」

六 「同上」

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第四十八条 「同上」

第二百七条第九項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 「略」

二 変更日において当該有価証券が公開買付け等（会社計算規則第二条第三項第三十二号に規定する公開買付け等をいう。以下同じ。）の対象であるときは、当該決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

（監査報告書の記載事項）

第六十九条 前条の監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一 「同上」

二 変更日において当該有価証券が公開買付け等（会社計算規則第二条第三項第二十九号に規定する公開買付け等をいう。以下同じ。）の対象であるときは、当該決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

（監査報告書の記載事項）

第六十九条 前条の監査報告書には、次に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名

一 監査の対象となった計算書類の範囲

〔号を削る。〕

二 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 前号の意見の根拠

四 その他の記載内容に関する事項（第八項の規定により第二号の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。）

五 〔略〕

六 登録有限責任監査法人の代表者の責任

七 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

八 〔略〕

〔項を削る。〕

しなければならない。

一 監査の対象

二 実施した監査の概要

三 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

2 前項第一号に定める監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査の対象となった計算書類の範囲

二 計算書類の作成責任は監査の対象となる有限責任監査法人の社員にあること。

三 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにあること。

3 第一項第二号に定める監査の概要は、次に掲げる事項について

〔項を削る。〕

記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。

一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 監査は試査を基礎として行われていること。

四 監査は有限責任監査法人の社員が採用した会計方針及びその適用方法並びに有限責任監査法人の社員によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討していること。

五 監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと。

2 前項第二号の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算書類が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計

4 第一項第三号に定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算書類が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計

の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

三 不適正意見 監査の対象となった計算書類が不適正である旨

3 第一項第三号の意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三 第一項第二号の意見が前項第二号に掲げる意見である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が監査の対象となった計算書類に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

ロ 実施できなかった重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかった事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

四 第一項第二号の意見が前項第三号に掲げる意見である場合には、監査の対象となった計算書類が不適正である理由は、監査の対象となった計算書類が不適正である理由

の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該計算書類に与えている影響又は重要な監査手続が実施できなかった事実が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となった計算書類が不適正である旨及びその理由

「項を加える。」

4 第一項第四号のその他の記載内容に関する事項は、法第三十四条の十六の三第一項に規定する説明書類の記載内容（第三十九条第五号ロ及びハに掲げる事項を除く。）に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

一 その他の記載内容の範囲

二 その他の記載内容に対する登録有限責任監査法人の代表者の責任

三 その他の記載内容に対して公認会計士又は監査法人は意見を表明するものではない旨

四 その他の記載内容に対する公認会計士又は監査法人の責任

五 その他の記載内容について公認会計士又は監査法人が報告すべき事項の有無及びその内容

5 第一項第五号の追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

6 第一項第六号の登録有限責任監査法人の代表者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 計算書類を作成する責任があること。

二 計算書類に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備し、及び運用する責任があること。

7 第一項第七号の監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「項を加える。」

5 第一項第四号に定める事項は、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

- 一 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにあること。
 - 二 一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。
 - 三 監査は計算書類項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。
 - 四 監査は登録有限責任監査法人の代表者が採用した会計方針及びその適用方法並びに登録有限責任監査法人の代表者によって行われた見積りの評価も含め全体として計算書類の表示を検討していること。
 - 五 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。
 - 六 監査の目的は内部統制の有効性について意見を表明するためのものであること。
- 8|| 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第二号の意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載しなければならぬ。

(対象業務に重要な影響を与えることができる社員)

第六十九条の二 令第二十三条第二号へに規定する内閣府令で定め

- 6|| 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第三号に定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載しなければならない。

「条を加える。」

るものは、同号イに規定する対象業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該対象業務に同号イからハまでに掲げる者と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる社員とする。

第五章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する

特則

(登録の申請)

第八十三条 法第三十四条の三十四の二の規定による登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した法第三十四条の三十四の四第一項の申請書に、同条第二項の規定による書類を添付して、協会に提出しなければならない。

- 一 公認会計士 別紙様式第十九号
- 二 監査法人 別紙様式第二十号

(登録申請書の記載事項)

第八十四条 法第三十四条の三十四の四第一項第一号ニに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 上場会社等（法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等をいう。以下この章において同じ。）の財務書類について共同して監査証明業務（金融商品取引法第九十三条の二第一項

第五章 雑則

（法第四十九条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事由）

第八十三条 法第四十九条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 法第四十六条の九の二第一項の規定による協会の調査を受けていないこと。
- 二 前号の調査に協力することを拒否していること。

-
- 及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。第八十七条第一号ロ②及び第九十五条を除き、以下この章において同じ。
- ）を行う他の公認会計士又は当該監査証明業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士に関する次に掲げる事項
- イ 公認会計士の登録番号
 - ロ 登録上場会社等監査人である場合には、その登録番号
 - ハ 法第三十四条の三十四の二の登録の申請をしている場合には、その旨及び当該申請の年月日
- 二 上場会社等の財務書類について共同して監査証明業務を行う監査法人に関する次に掲げる事項
- イ 事務所の所在地
 - ロ 登録有限責任監査法人である場合には、その登録番号
 - ハ 前号ロ及びハに掲げる事項
- 2| 法第三十四条の三十四の四第一項第一号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 公認会計士の登録番号
 - 二 事務所の名称
- 3| 法第三十四条の三十四の四第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 社員の総数
 - 二 公認会計士である社員の数
 - 三 登録有限責任監査法人である場合には、その登録番号
-

(登録申請書の添付書類)

第八十五条 法第三十四条の三十四の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項の申請書の提出の日現在における第十四条各号(第一号ハ(3)及び第三号を除く。)に掲げる事項を記載した書類とする。

2| 法第三十四条の三十四の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項の申請書の提出の日現在における第三十九条各号(第一号ホ(3)及び第六号を除く。)に掲げる事項(無限責任監査法人にあつては、同条第五号ロからホまでに掲げる事項を除く。)を記載した書類とする。

3| 法第三十四条の三十四の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一| 申請者が公認会計士である場合にあつては、次に掲げる書類
イ| 経歴書

ロ| 上場会社等の財務書類について共同して監査証明業務を行う他の公認会計士及び当該監査証明業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士の経歴書

二| 申請者が監査法人である場合にあつては、次に掲げる書類
イ| 社員である公認会計士及び特定社員の氏名及び登録番号を記載した書類

ロ| 社員である公認会計士の経歴書

三| 監査証明業務に係る契約の締結を予定している上場会社等の名称を記載した書類

四 法第三十四条の三十四の六第一項第五号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

(監査法人の社員のうち公認会計士である社員の占める割合)

第八十六条 法第三十四条の三十四の六第一項第三号トに規定する内閣府令で定める割合は、百分の七十五とする。

(監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制)

第八十七条 法第三十四条の三十四の六第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる体制とする。

一 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制(次に掲げる事項を含むものに限る。)

イ 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務に関する十分な知識及び経験を有する公認会計士を確保していること(申請者(監査法人にあつては、社員の過半数)が公認会計士の登録を受けた後三年以上の当該監査証明業務の経験を有する者であることを含む。)

ロ 申請者(監査法人にあつては、社員の過半数)が、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 協会の調査に協力することを拒否したことがある者でないこと、又は当該調査に協力することを拒否したことがある監査法人の社員(当該監査法人の代表者及び第九十三条

第四号に規定する社員に限る。）であつた者でないこと。

(2) 協会の調査において協会の会則その他の規則の定めるところにより監査証明業務の運営の状況に重大な不備があるとして協会の認定を受け、当該認定の日から三年を経過しない者でないこと、又は当該認定を受けた監査法人の社員（当該認定の原因となつた監査証明業務に係る令第十四条の二各号に掲げる者に限る。）であつた者で当該認定の日から三年を経過しないものでないこと。

- 二 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行うための体制（次に掲げる事項のいずれかを含むものに限る。）
 - イ 業務の品質の管理に係る専任の部門の設置
 - ロ 業務の品質の管理に主として従事する公認会計士（監査法人にあっては、社員である者に限る。）の選任

（変更登録の申請）

第八十八条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の八第一項の規定による変更の登録を申請しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した変更登録申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 公認会計士である場合 別紙様式第二十一号
 - 二 監査法人である場合 別紙様式第二十二号
- 2) 前項の変更登録申請書には、変更の事実を証する書類を添付し

なければならない。

(変更登録に関する協会の手続)

第八十九条 協会は、前条第一項の変更登録申請書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、当該申請に係る事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない。

2 協会は、前項の登録を行ったときは、その旨を同項の変更登録申請書を提出した登録上場会社等監査人に通知しなければならない。

(登録の抹消に関する届出)

第九十条 登録上場会社等監査人が法第三十四条の三十四の二の登録に係る監査証明業務を廃止したときは、その日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を協会に提出しなければならない。

一 当該監査証明業務を廃止した者の氏名又は名称、主たる事務所
の所在地及び電話番号

二 当該監査証明業務を廃止した年月日及びその理由

2 前項の届出書には、同項の監査証明業務を廃止した者が監査法人である場合にあっては、当該監査証明業務を廃止することを決議した社員をもって構成される合議体の議事録の写しその他の当該監査証明業務を廃止することについて必要な手続があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(金融庁長官への通知)

第九十一条 協会は、法第三十四条の三十四の五第一項の規定による登録、法第三十四条の三十四の八第一項の規定による変更の登録、法第三十四条の三十四の九第一項の規定による登録の取消し又は法第三十四条の三十四の十の規定による登録の抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

(共同監査等を行うことができないやむを得ない事情)

第九十二条 法第三十四条の三十四の十三に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が登録を抹消されたこと。
- 二 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う他の公認会計士又は監査法人が法第三十四条の三十四の二の登録を取り消されたこと。
- 三 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が事故、病気その他これに準ずる事由により業務を行うことができなくなつたこと。
- 四 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う

他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことにより、当該他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は当該他の公認会計士を補助者として使用して行うことができなくなったこと。

五 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人が解散したこと。

六 前各号に準ずるやむを得ない事情であつて、当該登録上場会社等監査人の責めに帰すべき事由がないもの

(業務の品質の管理の状況等の評価及び公表)

第九十三条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の四の規定により、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）又は会計年度中の一定の日（第一号及び第三号において「基準日」という。）における業務の品質の管理の状況（監査法人にあつては、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置。以下この条及び第九十五条において「業務の品質の管理の状況等」という。）を適切に評価し、かつ、次に掲げる事項を公表する体制を整備しなければならない。

一 基準日

二 業務の品質の管理の目的

三 基準日における業務の品質の管理の状況等

四 業務の品質の管理の状況等に関する評価の結果及びその理由
(監査法人にあつては、業務の品質の管理の方針の策定及びそ

の実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由)

五 前号の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を当該登録上場会社等監査人に提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の状況等を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

(知識及び経験を有する公認会計士の監査証明業務への関与)

第九十四条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の四の規定により、被監査会社等である上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務書類の監査証明業務について十分な知識及び経験を有する公認会計士を当該監査証明業務に関与させる体制を整備しなければならない。

(経営管理の状況等の公表)

第九十五条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の四の規定により、経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術の活用状況、人材の確保の状況その他の当該登録上場会社等監査人の監査証明業務に利害関係を有する者が当該登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制を整備しなければならない。

(組織的な運営)

第九十六条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十四の規定により、組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び当該原則の適用状況を公表するための体制を整備しなければならない。

別紙様式第2号 (第38条第2項関係)

(日本産業規格A4)

第 期 年 月 日から 業務報告書
年 月 日まで

財務(支)局長 殿

年 月 日提出

監査法人名

所在地

代表者

一. 業務の概況

[1. ~ 5. 略]

6. 公認会計士との提携状況

提携する公認会計士の氏名	提携年月日	提携の内容	当会計年度中の主な実績
[略]			

[7.・8. 略]

[二. ~ 五. 略]

(記載上の注意)

別紙様式第2号 (第38条第2項関係)

(日本産業規格A4)

第 期 年 月 日から 業務報告書
年 月 日まで

財務(支)局長 殿

年 月 日提出

監査法人名

所在地

代表者

一. [同左]

[1. ~ 5. 同左]

6. 他の公認会計士との提携状況

提携する他の公認会計士の氏名	提携年月日	提携の内容	当会計年度中の主な実績
[同左]			

[7.・8. 同左]

[二. ~ 五. 同左]

(記載上の注意)

一. 業務の概況

[1. ・ 2. 略]

3. 審査の状況

[a. ・ b. 略]

c. この様式において、「コンカリング・レビュー・パートナー方式」とは、審査について会議体方式をとらず、審査対象となる監査証明に係る業務執行社員（被監査会社等の財務諸表等の監査証明に係る業務を執行し、当該監査証明に係る証明書に署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項の電子署名を含む。）をした社員をいう。以下同じ。）以外の特定の社員により審査を行う方式をいう。

なお、「審査方式の種別」欄においては、該当する審査方式を○で囲むものとし、「③その他」に該当する場合には、その概要を（ ）内に簡潔に記載すること。

[4. ・ 5. 略]

6. 公認会計士との提携状況

a. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの及び登録上場会社等監査人であるものを除く。）と業務上の提携を行っている場合には、その提携先、提携（契約）年月日、提携の内容について具体的に記載すること。

b. [略]

[7. ・ 8. 略]

[二. ・ 三. 略]

四. 被監査会社等の内訳

a. [略]

b. 「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。
なお、令第 8 条の規定により負債の金額の合計額が 1,000 億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第 9 条第 1 号ロの規定により負債の金額の合計額が 200 億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監

一. [同左]

[1. ・ 2. 同左]

3. [同左]

[a. ・ b. 同左]

c. この様式において、「コンカリング・レビュー・パートナー方式」とは、審査について会議体方式をとらず、審査対象となる監査証明に係る業務執行社員（被監査会社等の財務諸表等の監査証明に係る業務を執行し、自署押印した社員をいう。以下同じ。）以外の特定の社員により審査を行う方式をいう。

なお、「審査方式の種別」欄においては、該当する審査方式を○で囲むものとし、「③その他」に該当する場合には、その概要を（ ）内に簡潔に記載すること。

[4. ・ 5. 同左]

6. 他の公認会計士との提携状況

a. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものを除く。）と業務上の提携を行っている場合には、その提携先、提携（契約）年月日、提携の内容について具体的に記載すること。

b. [同左]

[7. ・ 8. 同左]

[二. ・ 三. 同左]

四. [同左]

a. [同左]

b. 「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。
なお、令第 8 条の規定により負債の金額の合計額が 1,000 億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第 9 条第 1 号ロの規定により負債の金額の合計額が 200 億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監

査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。

基準売上高（令第9条第1号イの規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして第7条に規定するものを含む。以下同じ。）の額若しくは直近3年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を3で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。）が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。

[c. ~ i. 略]

五. [略]

別紙様式第19号（第83条第1号関係）

（日本産業規格A4）
（第1面）

日本公認会計士協会 殿	年 月 日
申請者	
（郵便番号 ー)	
主たる事務所の所在地	
電話番号 () ー	
氏名	
登 録 申 請 書	

公認会計士法第34条の34の4第1項の規定により同法第34条の34の2の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。

基準売上高（令第9条第1項第1号の規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして第7条に規定するものを含む。以下同じ。）の額若しくは直近3年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を3で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。）が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。

[c. ~ i. 同左]

五. [同左]

[様式を加える。]

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。第 2 面記載上の注意 1 . において同じ。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第 2 面)

(ふりがな)			
氏名			
生年月日	年	月	日生
主たる事務所	名称		
	所在地		
従たる事務所	名称		
	所在地		
公認会計士又は外国公認会計士の登録番号	登録番号	第	号
共同して監査証明業務を行う他の公認会計士又は外国公認会計士			
(ふりがな)	公認会計士又は外国	登録	上場会社等
氏名	公認会計士の登録番号	登録	番号
	登録番号	第	号
	登録番号	第	号
	登録番号	第	号
	登録番号	第	号
	登録番号	第	号
	登録番号	第	号
補助者として使用する他の公認会計士			
(ふりがな)	公認会計士又は外国公認会計士の登録番号		
氏名	登録番号		
	第	号	

	登録番号 第 号
	登録番号 第 号
	登録番号 第 号
	登録番号 第 号
共同して監査証明業務を行う監査法人	
名称	
事務所の所在地	
登録有限責任監査法人の登録番号	登録番号 第 号
登録上場会社等監査人の登録番号	登録番号 第 号

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
2. 「登録上場会社等監査人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは外国公認会計士又は監査法人が公認会計士法第 34 条の 34 の 2 の登録の申請をしている場合には、登録番号に代えて、その旨及び当該申請の年月日を記載すること。
3. 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う監査法人が公認会計士法第 34 条の 27 第 1 項第 2 号ロに規定する登録有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。

別紙様式第 20 号 (第 83 条第 2 号関係)

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面)

日本公認会計士協会 殿 申請者	年 月 日
--------------------	-------

[様式を加える。]

(郵便番号 ー)
主たる事務所の所在地
電話番号 (ー) ー
名称
代表者の氏名

登 録 申 請 書

公認会計士法第 34 条の 34 の 4 第 1 項の規定により同法第 34 条の 34
の 2 の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政
令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。第 3 面記載上の注意に
おいて同じ。) 及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載すること
ができる。

(第 2 面)

名称	
事務所の所在地	
社員の氏名及び住所	別添 1 のとおり
資本金の額	別添 2 のとおり
社員の総数	人
公認会計士である社員の数	人
登録有限責任監査法人の登録番号	登録番号 第 号

(記載上の注意)

1. 「資本金の額」は、申請者が公認会計士法第 1 条の 3 第 4 項に規定する有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。
2. 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、申請者が公認会計士法第 34 条の 27 第 1 項第 2 号ロに規定する登録有限責任監査法人である場合

に限り、記載すること。

(第3面)

(別添1：社員の氏名及び住所)

公認会計士である社員	
氏名	住所

特定社員	
氏名	住所

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第4面)

(別添2：資本金の額)

資本金の額	年月日
	年 月 日 現在

別紙様式第21号(第88条第1項第1号関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

[様式を加える。]

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

申請者 登録番号 第 号

(郵便番号 ー)

主たる事務所の所在地

電話番号 () ー

氏名

変 更 登 録 申 請 書

登録上場会社等監査人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第34条の34の8第1項の規定により変更の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。第2面記載上の注意及び第3面記載上の注意1.において同じ。)及び名を氏名を記載す

る欄に括弧書で併せて記載することができる。

2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の事由が行政
 区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

(第2面)

記

登録事項	変更前	変更後	変更の生じた年月日	事由

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

別紙

(ふりがな) 氏名	生年月日		年	月	日生
	名	称			
主たる事務所	所	在	地		
	名	称			
従たる事務所	所	在	地		
	名	称			
公認会計士又は外国公認会計士の登録番号			登録番号	第	号

共同して監査証明業務を行う他の公認会計士又は外国公認会計士

(ふりがな) 氏名	公認会計士又は外国公認会計士の登録番号	登録上場会社等監査人の登録番号
--------------	---------------------	-----------------

	登録番号 第 号	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号	登録番号 第 号

補助者として使用する他の公認会計士

(ふりがな) 氏名	公認会計士又は外国公認会計士の登録番号		
	登録番号 第 号		
	登録番号 第 号		
	登録番号 第 号		
	登録番号 第 号		
	登録番号 第 号		

共同して監査証明業務を行う監査法人

名称	
事務所の所在地	
登録有限責任監査法人の登録番号	登録番号 第 号
登録上場会社等監査人の登録番号	登録番号 第 号

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
2. 「登録上場会社等監査人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは外国公認会計士又は監査法人が公認会計士法第 34 条の 34 の 2 の登録の申請をしている場合には、登録番号に代えて、その旨及び当該申請の年月日を記載すること。

3. 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う監査法人が公認会計士法第34条の27第1項第2号ロに規定する登録有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。

別紙様式第22号（第88条第1項第2号関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

〔様式を加える。〕

日本公認会計士協会 殿	年 月 日
申請者 登録番号 第 号 (郵便番号 ー)	
主たる事務所の所在地	
電話番号 (ー)	
名称	
代表者の氏名	
変 更 登 録 申 請 書	
登録上場会社等監査人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第34条の34の8第1項の規定により変更の登録を申請します。	
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	
なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。	

（記載上の注意）

1. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。第2面記載上の注意及び第4面記載上の注意において同じ。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の事由が行政

区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

(第2面)

記

登録事項	変更前	変更後	変更の生じた年月日	事由

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

別紙

名称	
事務所の所在地	
社員の氏名及び住所	別添1のとおり
資本金の額	別添2のとおり
社員の総数	人
公認会計士である社員の数	
登録有限責任監査法人の登録番号	登録番号 第 号

(記載上の注意)

1. 「資本金の額」は、申請者が公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。
2. 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、申請者が公認会計士法第34条の27第1項第2号ロに規定する登録有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。

(第4面)

(別添 1 : 社員の氏名及び住所)

公認会計士である社員	
氏名	住所

特定社員	
氏名	住所

(記載上の注意)
氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(別添 2：資本金の額)

(第 5 面)

資本金の額	年月日
	年 月 日 現在

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(業務補助等に関する規則の一部改正)

第二条 業務補助等に関する規則(昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二条 業務補助は、一年につき二以上の法人（その法人が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二第一項若しくは第二項の規定により監査証明を受けなければならない者又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表（同法第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。）に資本金として計上した額が一億円を超える株式会社に限る。）である場合にあつては、一以上の法人）の財務書類の監査又は証明に係る業務を対象として行わなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>（期間及びその計算方法）</p> <p>第三条 業務補助又は実務従事（以下「業務補助等」という。）の期間は、通算して三年以上とする。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（業務補助等報告書）</p> <p>第四条 公認会計士の登録を受けようとする者は、第一号様式によ</p>	<p>第二条 業務補助は、一年につき二以上の法人（当該法人が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二の規定により公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることとなつている場合又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表（同法第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。）に資本金として計上した額が一億円を超える株式会社に限る。）である場合には一社以上）の財務書類の監査又は証明業務を対象として行わなければならない。</p> <p>2 「同上」</p> <p>（期間及びその計算方法）</p> <p>第三条 業務補助又は実務従事（以下「業務補助等」という。）の期間は、通算して二年以上とする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（業務補助等報告書）</p> <p>第四条 公認会計士の登録を受けようとする者は、第一号様式によ</p>

る業務補助等報告書を、その住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該住所が国外にある場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）を経由して、金融庁長官に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書及びその写しには、公認会計士の登録を受けようとする者が業務補助等を行った公認会計士、監査法人又は行政機関の長若しくはその他の法人の代表者ごとに、その発する第二号様式による業務補助等証明書及びその写しを添付しなければならない。ただし、当該証明書の交付を受けることができない場合には、当該業務補助等を行ったことを証するに足りる書類を添付するものとする。

3 「略」

（報告書受理番号の通知）

第五条 金融庁長官は、前条に規定する報告書及び証明書を受理したときは、当該報告書を提出した者に対し、その報告書受理番号を同条第一項に規定する財務局長を経由して通知するものとする。

る業務補助等報告書を、その住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次条において同じ。）を経由して、金融庁長官に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書及びその写しには、公認会計士の登録を受けようとする者が業務補助等を行った公認会計士、監査法人又は当該行政機関の長若しくはその他の法人の代表者ごとに、その発する第二号様式による業務補助等証明書及びその写しを添付しなければならない。ただし、当該証明書の交付を受けることができない場合には、当該業務補助等を行ったことを証するに足りる書類を添付するものとする。

3 「同上」

（報告書受理番号の通知）

第五条 金融庁長官は、前条に規定する報告書及び証明書を受理したときは、当該報告書提出者の報告書受理番号を前条第一項に規定する財務局長を経由して、当該報告書提出者に通知する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令の一部改正)

第三条 公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令(昭和三十年大蔵省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下同じ。)の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>公認会計士等の懲戒事件等に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令</p> <p>(交付請求手続)</p> <p>第一条 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条第二項〔同法第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。〕又は公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法第三十四条第二項の規定により調書の謄本又は抄本（以下「謄本等」という。）の交付を請求しようとする者は、あらかじめ第一号様式による謄本等の交付申込書（以下「申込書」という。）を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A4）</p> <p>謄本 交付申込書 抄本 交付申込書</p> <p>本籍</p>	<p>公認会計士等の懲戒事件等に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令</p> <p>(交付請求手続)</p> <p>第一条 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条第二項の規定に基いて調書の謄本又は抄本（以下「謄本等」という。）の交付を請求しようとする者は、あらかじめ第一号様式による謄本等の交付申込書（以下「申込書」という。）を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A4）</p> <p>謄本 交付申込書 抄本 交付申込書</p> <p>本籍</p>

現住所
(ふりがなを付けること)
氏名

- 一、事件
- 一、謄本、抄本の別
- 一、利害関係
- 一、必要の理由

私は、公認会計士等の懲戒事件等に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令第一条第一項の規定により、調書の謄本の交付の申込をいたします。

年月日

氏名

金融庁長官 殿

(注意事項)

- 一 「略」
 - 二 「事件」の項には、当該事件に関する公認会計士、外国公認会計士、特定社員、監査法人若しくは登録有限責任監査法人又は会計士補の氏名又は名称及び事件の概要を記載すること。
- 〔三〇六 略〕

第二号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A4）

謄本 交付請求書
抄本

収入印紙
(消印し
てはなら
ない)

本籍
現住所
氏名
(ふりがなを付けること)

一、事件

現住所
(ふりがなを付けること)
氏名

- 一、事件
- 一、謄本、抄本の別
- 一、利害関係
- 一、必要の理由

私は、公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令第一条第一項の規定により、調書の謄本の交付の申込をいたします。

年月日

氏名

金融庁長官 殿

(注意事項)

- 一 「同上」
 - 二 「事件」の項には、当該事件に関する公認会計士、外国公認会計士、会計士補又は計理士の氏名及び事件の概要を記載すること。
- 〔三〇六 同上〕

第二号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A4）

謄本 交付請求書
抄本

収入印紙
(消印し
てはなら
ない)

本籍
現住所
氏名
(ふりがなを付けること)

一、事件

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>私は、先に公認会計士等の懲戒事件等に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令第一条第一項の規定により交付申込をした右事件に関する調書の謄本の交付の請求をいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>(注意事項)</p> <p>「略」</p>
	<p>私は、先に公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令第一条第一項の規定により交付申込をした右事件に関する調書の謄本の交付の請求をいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>(注意事項)</p> <p>「同上」</p>

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第四条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第二条 法第九十三條の二第四項に規定する公認会計士(公認会計士法第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等(連結財務諸表(開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。)、中間連結財務諸表(中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。))又は四半期連結財務諸表(四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。)をいう。次項において同じ。)の法第九十三條の二第一項の監査証明(以下「監査証明」という。)に関する場合に限る。

〔一〇三 略〕

四 監査証明を受けようとする会社(以下「被監査会社」という。) について行う監査に補助者として従事する者(以下「補助者」という。) が、公認会計士法第二十四條第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)第七條第一項第一号、第四号から第七号まで、第八号若しくは第九号に規定する関係を有する場合

五 公認会計士の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四條

改正前

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第二条 法第九十三條の二第四項に規定する公認会計士(公認会計士法第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等(連結財務諸表(開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。)、中間連結財務諸表(中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。))及び四半期連結財務諸表(四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の法第九十三條の二第一項の監査証明(以下「監査証明」という。)に関する場合に限る。

〔一〇三 同上〕

四 監査証明を受けようとする会社(以下「被監査会社」という。) について行う監査に補助者として従事する者(以下「補助者」という。) が、公認会計士法第二十四條第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)第七條第一項第一号、第四号から第七号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合

五 公認会計士の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四條

第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に規定する関係を有する場合

六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第二条第三号又は四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいい、被監査会社が外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつてはこれに相当する会社をいう。次項において同じ。）又は持分法適用会社（連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号、中間連結財務諸表規則第二条第五号又は四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。）又は関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号、中間連結財務諸表規則第二条第六号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。）をいい、被監査会社が外国会社である場合にあつてはこれらに相当する会社をいう。同項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社（被監査会社が、内国会社（開示府令第一条第二十号の三に規定する内国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第二条第三号及び四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいい、被監査会社が、外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第二条第三号及び四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社に相当する会社をいう。以下同じ。）又は持分法適用会社（被監査会社が、内国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号、中間連結財務諸表規則第二条第五号及び四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号、中間連結財務諸表規則第二条第六号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）をいい、被監査会社が、外国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸

2 法第九十三條の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

一 「略」

二 公認会計士法第三十四條の十一の二第一項又は第二項の規定により同法第二條第一項の業務を行つてはならない場合

三 「略」

四 補助者が、公認会計士法第二十四條第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に規定する関係を有する場合

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員^二の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四條第一項第一号又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号に規定する関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社と

表規則第二條第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社及び関連会社に相当する会社をいう。以下同じ。）との間に、公認会計士法第二十四條第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

2 「同上」

一 「同上」

二 公認会計士法第三十四條の十一の二の規定により同法第二條第一項の業務を行つてはならない場合

三 「同上」

四 補助者が、公認会計士法第二十四條第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する社員^二の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四條第一項第一号又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社と

<p>の間に、<u>公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに規定する関係を有する場合</u></p> <p>七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に<u>公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第二号若しくは第四号から第七号までに規定する関係を有する場合</u>（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合</p> <p>八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に<u>公認会計士法施行令第十五条第五号に規定する関係を有する者があ</u>る場合</p> <p>九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に<u>公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに規定する関係を有する場合</u></p>	<p>の間に、<u>公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合</u></p> <p>七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、<u>公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合</u></p> <p>八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、<u>公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者があ</u>る場合</p> <p>九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の<u>公認会計士法施行令第十五条第七号に規定する関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(公認会計士等登録規則の一部改正)

第五条 公認会計士等登録規則(昭和四十二年大蔵省令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第二条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 次イからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定める事項</p> <p>イ 公認会計士等（公認会計士又は外国公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が自らその業務を営む場合、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地</p> <p>ロ 公認会計士等が監査法人の社員である場合、当該監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及び所在地</p> <p>ハ 公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務する場合、当該他の公認会計士等の氏名及び登録番号並びにその勤務する事務所の名称及び所在地</p> <p>ニ 公認会計士等が監査法人に勤務する場合、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及び所在地</p> <p>ホ 公認会計士等が会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合（口に掲げる場合を除く。）当該会社その他の者（主たるものに限る。）の商号又は名称並びに主として執</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第二条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 公認会計士又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及びその所在地</p>

務する事業所その他の施設の名称及び所在地

へ 公認会計士等が会社その他の者に勤務する場合（ハ及びニに限る。）の商号又は名称並びにその勤務する事業所その他の施設の名称及び所在地

四 「略」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

五 「略」

六 法第二十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限り、法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十二条第一号において同じ。）の規定により公認会計士等の登録が抹消されたときは、その事由及び年月日

七 法第二十九条（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十二条第二号において同じ。）に規定する懲戒処分又は法第三十一条の二第一項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定による命令

四 「同上」

五 公認会計士等が監査法人の社員であるときは、当該監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地

六 公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を営する公認会計士等の氏名及び登録番号

七 公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地

八 「同上」

「号を加える。」

九 法第二十九条（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日

を受けたときは、その種類及び年月日

(開業登録の申請手続)

第四条 「略」

2 前項の開業登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。）

〔四〇六 略〕

七 次に掲げる書類のいずれか

〔イ〜ヘ 略〕

八 法第四条第四号に該当しない旨の官公署の証明書

九 法第四条第二号から第十一号まで及び第十八条の二各号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しない旨の宣誓書

十 法第十八条の二第三号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

十一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類

(開業登録の申請手続)

第四条 「同上」

2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。）

〔四〇六 同上〕

七 次に掲げるいずれか一の書類

〔イ〜ヘ 同上〕

八 法第四条第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書

九 法第四条第二号、第三号及び第五号から第十号まで並びに第十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

十 法第十八条の二第二号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

十一 監査法人又は他の公認会計士等の事務所に勤務している場合にあつては、当該監査法人又は事務所に勤務していることを

イ 第二条第三号ハ、ニ又はへに掲げる場合 これらの規定に定める事務所又は事業所その他の施設に勤務していることを証する書類

ロ 第二条第三号ホに掲げる場合 会社その他の者の役員又はこれに準ずる者であることを証する書類

(登録の抹消に関する届出手続)

第七条 公認会計士等が法第十六条の二第五項第一号(法第二十一条第一項第三号に係る部分のうち法第四条第六号に係る部分を除く。)若しくは第二号又は第二十一条第一項各号(第三号にあつては、法第四条第六号に係る部分を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 「略」

3 前二項の規定は、公認会計士等が法第二十一条第二項第二号又は第四号(これらの規定を法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に該当するに至つたときについて準用する。

(開業登録に関する協会の手続)

第八条 「略」

2 協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法で

証する書類

(登録の抹消に関する届出手続)

第七条 公認会計士等が法第二十一条第一項各号のいずれか又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至つたとき(法第四条第六号に該当するときを除く。)は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 「同上」

「項を加える。」

(開業登録に関する協会の手続)

第八条 「同上」

2 協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法で

あることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行い、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

〔3・4 略〕

（変更登録に関する協会の手続）

第九条 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、変更登録を行い、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

（登録の抹消の事由）

第十条 法第二十一条第二項第三号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める期間は、三事業年度（公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号）第一条第一項に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）とする。

2 法第二十一条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、当該研修を受けていない期間（当該期間が四事業年度以上である場合にあつては、当該期間のうち直近の三事業年度）のうちに公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令第二条第三項の規定による当該研修の免除がされた期間がある場合とする。

あることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行ない、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

〔3・4 同上〕

（変更登録に関する協会の手続）

第九条 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、変更登録を行ない、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

〔条を加える。〕

(登録の抹消に関する協会の手続)

第十一条 協会は、第七条第一項の規定による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該公認会計士等であつた者に通知しなければならない。

(登録の抹消等に関する事項の登録)

第十二条 協会は、公認会計士等が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

一 法第二十一条第二項の規定により公認会計士等の登録が抹消されたとき 第二条第六号に掲げる事項

二 法第二十九条に規定する懲戒処分又は法第三十一条の二第一項の規定による命令を受けたとき 第二条第七号に掲げる事項

(金融庁長官への通知)

第十三条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行つたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

(登録の抹消に関する協会の手続)

第十条 協会は、公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録の抹消を行ない、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行ない、その旨及び登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

(懲戒処分の登録)

第十一条 協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

(金融庁長官への通知)

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行つたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第一号

公認会計士登録名簿

[略]	
自らの業務を営む場合	
[略]	
監査法人の社員である場合	
[略]	
他の公認会計士等の事務所に勤務する場合	
[略]	
監査法人に勤務する場合	
[略]	
会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合	
会社その他の者の商号又は名称	
主として執務する事業所その他の施設	名称 所在地
会社その他の者に勤務する場合	
会社その他の者の商号又は名称	
勤務する事業所	名称

様式第一号

公認会計士登録名簿

[同左]	
自ら業務を営むとき	
[同左]	
監査法人の社員 <u>の</u> とき	
[同左]	
他の公認会計士等の事務所に勤務するとき	
[同左]	
監査法人に勤務する <u>と</u> き	
[同左]	
公認会計士となる資格	試験 年 合格証書番号 第 号 全科目免除 年実務補習修了 修了確認番号 第 号 年業務補助等終了 報告書受理番号 第 号
[同左]	

その他の施設	所在地		
公認会計士となる資格		年	試験番号 第 号
		合格証書番号	第 号
		全科目免除	
		年実務補習修了	第 号
		修了確認番号	第 号
		年実務補助等終了	第 号
		報告書受理番号	第 号
公認会計士の登録の抹消	事由		
	年月日		
[略]			

[表略]

様式第三号

外国公認会計士登録名簿

[略]
自らの業務を営む場合
[略]
監査法人の社員である場合
[略]
他の公認会計士等の事務所に勤務する場合
[略]

[同左]

様式第三号

外国公認会計士登録名簿

[同左]
自ら業務を営むとき
[同左]
監査法人の社員るとき
[同左]
他の公認会計士等の事務所に勤務するとき
[同左]

監査法人に勤務する場合

[略]		
会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合		
会社その他の者の商号又は名称		
主として職務する事業所その他の施設	名称	
	所在地	
会社その他の者に勤務する場合		
会社その他の者の商号又は名称		
勤務する事業所その他の施設	名称	
	所在地	
外国において取得した公認会計士に相当する資格		
外国公認会計士となる資格		
外国公認会計士の登録の抹消		事由 年月日
[略]		

[表略]

様式第四号（日本産業規格 A 4）

年 月 日

監査法人に勤務するとき

[同左]	
外国において取得した公認会計士に相当する資格	
外国公認会計士となる資格	年 試験・選考 承認番号 第 号
[同左]	

[同左]

様式第四号（日本産業規格 A 4）

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏名

公認会計士 開業登録申請書
外国公認会計士

私は、公認会計士の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申請を致します。

記

【略】
自らの業務を営む場合
【略】
監査法人の社員である場合
【略】
他の公認会計士等の事務所に勤務する場合
【略】
監査法人に勤務する場合
【略】
会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合
会社その他の者の商号又は名称

日本公認会計士協会 殿

氏名

公認会計士 開業登録申請書
外国公認会計士

私は、公認会計士の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申請を致します。

記

【同左】
自ら業務を営むとき
【同左】
監査法人の社員のととき
【同左】
他の公認会計士等の事務所に勤務するとき
【同左】
監査法人に勤務するとき
【同左】
公認会計士となる資格
年 試験 合格証書番号 科目免除 年実務補習修了 修了確認番号
号 第 号

主として執務する事業所その他の施設	名称	
	所在地	
会社その他の者に勤務する場合		
会社その他の者の商号又は名称		
勤務する事業所その他の施設	名称	
	所在地	
公認会計士となる資格	年	試験 合格証書番号 第 号 全科目免除 年実務補習修了 修了確認番号 第 号 年実務補助等終了 報告書受理番号 第 号

【略】

(注意事項)

- 1 【略】
- 2 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領収書を、印紙納付の場合は印紙（消印してはならない。）を貼り付けて提出すること。
【3・4 略】

様式第六号別紙（日本産業規格A4）

【略】

	年実務補助等終了 報告書受理番号 第 号
--	-------------------------

【同左】

(注意事項)

- 1 【同左】
- 2 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領収書を、印紙納付の場合は印紙（消印してはならない。）をはり付けて提出すること。
【3・4 同左】

様式第六号別紙（日本産業規格A4）

【同左】

自らその業務を営む場合		
[略]		
監査法人の社員である場合		
[略]		
他の公認会計士等の事務所に勤務する場合		
[略]		
監査法人に勤務する場合		
[略]		
会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合		
会社その他の者の商号又は名称		
主として勤務する事業所その他の施設	名称	
	所在地	
会社その他の者に勤務する場合		
会社その他の者の商号又は名称		
勤務する事業所その他の施設	名称	
	所在地	

(注意事項)

自ら業務を営むとき		
[同左]		
監査法人の社員るとき		
[同左]		
他の公認会計士等の事務所に勤務するとき		
[同左]		
監査法人に勤務するとき		
[同左]		
勤務する事業所		
勤務する事業所	名称	
	所在地	

(注意事項)

<p>[1 ～ 3 略]</p> <p>様式第七号別紙（日本産業規格 A 4）</p> <p>[表略]</p> <p>（注意事項）</p> <p>[1 ・ 2 略]</p> <p>3 法第二十一条第二項第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に該当するに至ったときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。</p> <p>[4 ・ 5 略]</p>	<p>[1 ～ 3 同左]</p> <p>様式第七号別紙（日本産業規格 A 4）</p> <p>[同左]</p> <p>（注意事項）</p> <p>[1 ・ 2 同左]</p> <p>3 法第二十一条第一項第四号に該当するに至ったときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。</p> <p>[4 ・ 5 同左]</p>
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令による改正前の公認会計士等登録規則の一部改正)

第六条 会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成十七年内閣府令第百七号)
一 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二条の規定による改正前の公認会計士等登録規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 開業登録 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第十六条の二第一項又は第十七条の登録をいう。</p> <p>二 「略」</p> <p>(登録事項)</p> <p>第二条 公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地</p> <p>〔四・五 略〕</p> <p>六 公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、当該他の公認会計士等の氏名及び登録番号並びにその勤務する事務所の名称及び所在地</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 開業登録 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第十六条の二第一項又は第十七条の登録をいう。</p> <p>二 「同上」</p> <p>(登録事項)</p> <p>第二条 公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及びその所在地</p> <p>〔四・五 同上〕</p> <p>六 公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号</p>

七 公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及び所在地

八 「略」

九 法第二十一条第二項（第一号に係る部分に限る。第十一条第一号において同じ。）の規定により公認会計士等の登録が抹消されたときは、その年月日

十 法第二十九条（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び年月日

（開業登録の申請手続）

第四条 「略」

2 前項の開業登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書

〔四・五 略〕

六 会計士補の開業登録申請書にあつては、次に掲げる書類のいずれか

〔イ・ロ 略〕

七 法第四条第四号に該当しない旨の官公署の証明書

七 公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地

八 「同上」

〔号を加える。〕

九 法第二十九条（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日

（開業登録の申請手続）

第四条 「同上」

2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 戸籍の謄本又は抄本

〔四・五 同上〕

六 会計士補の開業登録申請書にあつては、次に掲げる証書又は書類の写し

〔イ・ロ 同上〕

七 法第四条第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法

八 法第四条第二号から第九号まで及び第十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

九 法第十八条の二第三号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

十 「略」

(登録の抹消に関する届出手続)

第七条 公認会計士等が法第二十一条第一項各号(第三号にあつては、法第四条第六号に係る部分を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき、又は法第十六条の二第三項第二号に該当するに至つたとき(法第四条第六号に該当するときは、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。)

2 前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合にあつては、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人

律第四百九十九号)附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)及び第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書

八 法第四条第二号、第三号及び第五号から第八号まで並びに第十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
「号を加える。」

九 「同上」

(登録のまつ消に関する届出手続)

第七条 公認会計士等が法第二十一条第一号から第三号まで又は法第十六条の二第三項第二号に該当するに至つたとき(法第四条第六号に該当するときは、本人、法定代理人又は相続人は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならない。)

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本を添付しなければならない。

の同居の親族である場合にあつては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

3 前二項の規定は、公認会計士等が法第二十一条第二項第二号又は第三号に該当するに至つたときについて準用する。

(開業登録に関する協会の手続)

第八条 「略」

2 協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行い、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

〔3・4 略〕

(変更登録に関する協会の手続)

第九条 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、変更登録を行い、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の抹消に関する協会の手続)

第十条 協会は、第七条第一項の規定による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出

〔項を加える。〕

(開業登録に関する協会の手続)

第八条 「同上」

2 協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行ない、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

〔3・4 同上〕

(変更登録に関する協会の手続)

第九条 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、変更登録を行ない、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

(登録のまつ消に関する協会の手続)

第十条 協会は、公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日を当該届出者に通知しなけ

者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該公認会計士等であつた者に通知しなければならない。

(登録の抹消等に関する事項の登録)

第十一条 協会は、公認会計士等が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

一 法第二十一条第二項の規定により公認会計士等の登録が抹消されたとき 第二条第九号に掲げる事項

二 法第二十九条に規定する懲戒処分を受けたとき 第二条第十号に掲げる事項

(金融庁長官への通知)

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行つたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

ればならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

(懲戒処分の登録)

第十一条 協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の懲戒処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

(金融庁長官への通知)

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録のまつ消を行つたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第二号

会計士補登録名簿

[略]		
(ふりがな) 氏名		年 月 日生
[略]		
自ら <u>その業務</u> を営むとき		
[略]		
会計士補となる資格	年 第二次	合格証書番号 第 号
の抹消	年月日	全科目免除
[略]		

[表略]

様式第四号 (日本産業規格 A 4)

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

氏名

公認会計士補 開業登録申請書
会計士補 開業登録申請書
外国公認会計士

様式第二号

会計士補登録名簿

[同左]		
(ふりがな) 氏名		明治 年 月 日生 大正 昭和 平成
[同左]		
自ら <u>業務</u> を営むとき		
[同左]		
会計士補となる資格	年 第二次	合格証書番号 第 号
		全科目免除
[同左]		

[同左]

様式第四号 (日本工業規格 A 4)

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

氏名

公認会計士補 開業登録申請書
会計士補 開業登録申請書
外国公認会計士

公認会計士の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申請を致します。

記

(ふりがな) 氏名	年 月 日生
[略]	
自らの業務を営むとき	
[略]	

(注意事項)

- 1 [略]
- 2 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領収書を、印紙納付の場合は印紙（消印してはならない。）を貼り付けて提出すること。
[3・4 略]

様式第六号 (日本産業規格A4)

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

氏名

公認会計士 変更登録申請書

外国公認会計士

公認会計士の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申請を致します。

記

(ふりがな) 氏名	明治 年 月 日生 大正 昭和 平成
[同左]	
自ら業務を営むとき	
[同左]	

(注意事項)

- 1 [同左]
- 2 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領収書を、印紙納付の場合は印紙（消印してはならない。）をはり付けて提出すること。
[3・4 同左]

様式第六号 (日本工業規格A4)

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

氏名 印

公認会計士 変更登録申請書

外国公認会計士

公認会計士等登録規則第二条の登録事項について、下記のとおり変更がありましたから、同規則第六条の規定により、変更登録の申請を致します。なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

記

[表略]

様式第六号別紙 (日本産業規格 A 4)

(ふりがな) 氏名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 年 月 日生 </div>
[略]	
自ら <u>その業務</u> を営むとき	
[略]	

(注意事項)

[1 ~ 3 略]

様式第七号 (日本産業規格 A 4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏名
 続柄
 住所

公認会計士等登録規則第二条の登録事項について、下記のとおり変更がありましたから、同規則第六条の規定により、変更登録の申請を致します。なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

記

[同左]

様式第六号別紙 (日本工業規格 A 4)

(ふりがな) 氏名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 明治 大正 昭和 平成 年 月 日生 </div>
[同左]	
自ら <u>業務</u> を営むとき	
[同左]	

(注意事項)

[1 ~ 3 同左]

様式第七号 (日本工業規格 A 4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏名
 続柄
 住所

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則
 第七条の規定により、届出を致します。

記

【表略】

様式第七号別紙 (日本産業規格A4)

【表略】

(注意事項)

- 1 この届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人であるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。
- 2 この届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で、届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを添付すること。
- 3 法第二十一条第二項第二号に該当するに至つたときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

4・5 【略】

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則
 第七条の規定により、届出を致します。

記

【同左】

様式第七号別紙 (日本工業規格A4)

【同左】

(注意事項)

- 1 この届出書を提出する者が本人以外のものであるときは、本人の戸籍抄本を添付すること。
 【加える。】
- 【加える。】

2・3 【同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第七条 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年

内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)</p> <p>第十一条 法第九十三條の二第四項に規定する公認会計士に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 監査証明を受けようとする会社(以下この条において「被監査会社」という。)について行^レう監査に補助者として従事する者(以下この条において「補助者」という。)が、公認会計士法第二十四條第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)第七條第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に規定する関係を有する場合</p> <p>五 公認会計士の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四條第一項第一号又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号に規定する関係を有する場合</p> <p>六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社(被監査会社が外国会社である場合にあつては、これに相当する会社。次項において同じ。)又は持分法適用会社(連結財務諸表規則第二條第八号に規定する持分法が適用される同條第六号に規定する非連結子会社又は同條第七号に規定する関連会社をいい、被監査会社が外国会社である場合にあつて</p>	<p>(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 監査証明を受けようとする会社(以下「被監査会社」という。)について行^レう監査に補助者として従事する者(以下「補助者」という。)が、公認会計士法第二十四條第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)第七條第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合</p> <p>五 公認会計士の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四條第一項第一号又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号に掲げる関係を有する場合</p> <p>六 公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社(被監査会社が、内国会社である場合には、連結子会社をいい、被監査会社が、外国会社である場合には、連結子会社に相当する会社をいう。以下同じ。)又は持分法適用会社(被監査会社が、内国会社である場合には、連結財務諸表規則第二條第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社(連結財務</p>

はこれらに相当する会社をいう。同項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

2 法第九十三條の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 「略」

二 公認会計士法第三十四条の十一の二第一項又は第二項の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合

三 「略」

四 補助者が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に規定する関係を有する場合

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一

諸表規則第二条第六号に規定する非連結子会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）をいい、被監査会社が、外国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社及び関連会社に相当する会社をいう。以下同じ。）との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

2 「同上」

一 「同上」

二 公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合

三 「同上」

四 補助者が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する社員の一親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又

項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に規定する関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに規定する関係を有する場合

七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に公認会計士法施行令第十五条第五号に規定する関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに規定する関係を有する場合

は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第十五条第七号に規定する関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合
--	---------------------------

(公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正)

第八条 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(課徴金の納付を命じないことができる場合等)</p> <p>第一条 公認会計士法(以下「法」という。)<u>第三十一条の二第二項第一号(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第三十四条の二十一の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、<u>法第三十条第一項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>第三十四条の二十一第二項第一号の財務書類(法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下この条において同じ。)</u>に係る虚偽、錯誤又は脱漏により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合とする。</u></p> <p>2 法<u>第三十一条の二第二項第二号(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第三十四条の二十一の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、公認会計士(法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)</u>又は監査法人が実施した財務書類の監査又は証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする。</p> <p>3 法<u>第三十一条の二第二項第三号(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第三十四条の二十一の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、被監査会社等(法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。)</u>との間</p>	<p>(課徴金の納付を命じないことができる場合等)</p> <p>第一条 公認会計士法(以下「法」という。)<u>第三十一条の二第二項第一号及び第三十四条の二十一の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、<u>法第三十条第一項</u>又は<u>第三十四条の二十一第二項第一号の財務書類(法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下この条において同じ。)</u>に係る虚偽、錯誤又は脱漏により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合とする。</u></p> <p>2 法<u>第三十一条の二第二項第二号</u>及び<u>第三十四条の二十一の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、公認会計士(法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)</u>又は監査法人が実施した財務書類の監査又は証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする。</p> <p>3 法<u>第三十一条の二第二項第三号</u>及び<u>第三十四条の二十一の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、被監査会社等(法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。)</u>との間で既に締結されている契約に基づく法第二条第一項の業務</p>

で既に締結されている契約に基づく法第二条第一項の業務とする。

(趣旨)

第二条 法第五章の六の規定による審判手続については、同章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(事件記録の謄本の様式)

第十一条 法第五章の六又はこの章の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名しなければならない。

(審判手続開始の決定)

第十五条 法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。

一 「略」

二 課徴金に係る法第三十一条の二第一項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第六十三条第三項及び第四項第一号において同じ。）又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実

〔三〇五 略〕

とする。

(趣旨)

第二条 法第五章の五の規定による審判手続については、同章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(事件記録の謄本の様式)

第十一条 法第五章の五又はこの章の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名しなければならない。

(審判手続開始の決定)

第十五条 「同上」

一 「同上」

二 課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実

〔三〇五 同上〕

<p>2 「略」</p> <p>(決定の記載事項)</p> <p>第六十三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。</p> <p>4 法第三十四条の五十三第六項及び前条の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>一 法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないこと。</p> <p>二 「略」</p>	<p>2 「同上」</p> <p>(決定の記載事項)</p> <p>第六十三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないこと。</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(特定社員登録規則の一部改正)

第九条 特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登録事項)</p> <p>第二条 特定社員名簿（法第三十四条の十の八に規定する特定社員名簿をいう。次条及び第十条において同じ。）への登録事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 所属する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及び所在地</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 法第三十四条の十の十四第二項（第一号に係る部分に限る。第十条第一号において同じ。）の規定により特定社員登録が抹消されたときは、その年月日</p> <p>六 法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたときは、その種類及び年月日</p> <p>（特定社員登録の申請手続）</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 法第三十四条の十の十第五号に該当しない旨の官公署の証明</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 所属する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>五 法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日</p> <p>（特定社員登録の申請手続）</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 法第三十四条の十の十第五号の規定に該当しない旨の官公署</p>

書

五 法第三十四条の十の十第三号から第十二号までのいずれにも該当しない旨の宣誓書

〔六・七 略〕

(特定社員登録の抹消に関する届出手続)

第六条 特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号(第三号にあつては、法第三十四条の十の十第九号に係る部分を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 「略」

3 前二項の規定は、特定社員が法第三十四条の十の十四第二項第二号又は第三号に該当するに至ったときについて準用する。

(特定社員登録の抹消に関する協会の手続)

第九条 協会は、第六条第一項の規定による特定社員登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、特定社員登録の抹消を行い、その旨及び特定社員登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、特定社員が法第三十四条の十の十第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、特定社員登録の抹消を行い、その旨及

の証明書

五 法第三十四条の十の十第三号、第四号及び第六号から第十二号までのいずれにも該当しない旨の宣誓書

〔六・七 同上〕

(特定社員登録の抹消に関する届出手続)

第六条 特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき(法第三十四条の十の十第九号に該当するときを除く。)は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 「同上」

「項を加える。」

(特定社員登録の抹消に関する協会の手続)

第九条 協会は、特定社員登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、特定社員登録の抹消を行い、その旨及び特定社員登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、特定社員が法第三十四条の十の十第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、特定社員登録の抹消を行い、その旨及

び特定社員登録の抹消の年月日を当該特定社員であった者に通知しなければならぬ。

(特定社員登録の抹消等に関する事項の登録)

第十条 協会は、特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を特定社員名簿に登録しなければならぬ。

- 一 法第三十四条の十の十四第二項の規定により特定社員登録が抹消されたとき 第二条第五号に掲げる事項
- 二 法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたとき 第二条第六号に掲げる事項

別紙様式第1号 (第3条関係)

特定社員名簿

【略】		
特定社員登録の抹消	年月日	
特定社員に対する処分	種類	
	年月日	

【表略】

別紙様式第4号 (第6条関係)

(日本産業規格A4)

び特定社員登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならぬ。

(処分の登録)

第十条 協会は、特定社員が法第三十四条の十の十七第一項第一号又は第二号に掲げる処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第五号に掲げる事項を特定社員名簿に登録しなければならぬ。

別紙様式第1号 (第3条関係)

特定社員名簿

【同左】		
特定社員に対する処分	種類	
	年月日	

【同左】

別紙様式第4号 (第6条第1項関係)

(日本産業規格A4)

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">日本公認会計士協会 殿</p> <p style="text-align: center;">氏名 続柄 住所</p> <p style="text-align: center;">特定社員登録の抹消に関する届出書</p> <p>下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第6条の規定により、届出を致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【表略】 別紙 (日本産業規格 A 4) 【表略】 (注意事項) 【1～5 略】</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">日本公認会計士協会 殿</p> <p style="text-align: center;">氏名 続柄 住所</p> <p style="text-align: center;">特定社員登録の抹消に関する届出書</p> <p>下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第6条第1項の規定により、届出を致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【同左】 別紙 (日本産業規格 A 4) 【同左】 (注意事項) 【1～5 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(外国監査法人等に関する内閣府令の一部改正)

第十条 外国監査法人等に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(訳文の添付)</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）<u>第五章の五</u>の規定により金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類のうち、<u>法第三十四条の三十六</u>第二項の規定により添付されるもの（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(訳文の添付)</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）<u>第五章の四</u>の規定により金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類のうち、<u>法第三十四条の三十六</u>第二項の規定により添付されるもの（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

(公認会計士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の公認会計士法施行規則（以下この条において「新公認会計士法施行規則」という。）第十四条第一号ニ及び第三十九条第一号への規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する年度又は会計年度に係る説明書類について適用し、施行日前に開始した年度又は会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新公認会計士法施行規則第二十五条第二号及び第二十六条の規定の適用については、令和六年七月一日（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の十一の四第二項に規定する大規模監査法人にあっては、令和五年七月一日）以後最初に開始する被監査会社等（同法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。）の会計期間（同法第二十四条の三第一項に規定する会計期間をいう。）の開

始の日（第四項及び第五項において「適用開始日」という。）の前日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 新公認会計士法施行規則第六十九条の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る計算書類に添付する監査報告書について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る計算書類に添付する監査報告書については、なお従前の例による。ただし、当該監査報告書のうち施行日以後に終了する会計年度に係る計算書類に添付するものについて適用することを妨げない。

4 新公認会計士法施行規則第九十三条の規定は、適用開始日前に開始する年度又は会計年度に係るものについては、適用しないことができる。

5 新公認会計士法施行規則第九十五条及び第九十六条の規定は、適用開始日の前日までの間は、適用しないことができる。

6 新公認会計士法施行規則別紙様式第二号一・6. 及び記載上の注意一・6. a. の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

(業務補助等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日における第二条の規定による改正後の業務補助等に関する規則第三条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上である者の同項の規定の適用については、なお従前の例による。

(公認会計士等登録規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日において現に第五条の規定による改正後の公認会計士等登録規則第二条第三号ホ又はへに掲げる場合に該当している公認会計士等(同号イに規定する公認会計士等をいう。)は、施行日から起算して六月以内に、当該ホ又はへに定める事項を記載した公認会計士等登録規則第六条第一項の変更登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。